

規制改革推進会議 投資等WG資料

# 医療費控除の申告手続きの 簡素化について

平成30年4月23日  
厚生労働省

# マイナンバー制度を活用した医療費控除申告手続きの簡素化に係る経緯

## 「日本再興戦略」改訂2015（平成27年6月30日閣議決定）＜抜粋＞

### ）安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用

年金・税分野での利便性の高い電子行政サービスの提供・年金保険料の徴収強化・行政効率化

国民の利便性の向上及びマイナンバー制度の利用促進等のため、「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）を着実に実施する。

具体的にはまず、国・地方を合わせたマイナポータル<sup>1</sup>の提供開始を踏まえ、マイナポータルにおいて年金・国税・地方税等に関する各種行政手続きを一括的に処理できるようなワンストップ型サービスの提供をするとともに、ワンクリック免除申請の導入、マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化等を実施していく。

## 「マイナンバー制度の活用等による年金保険料・税に係る利便性向上等に関するアクションプログラム」（平成27年6月22日年金保険料の徴収体制強化等のための検討チーム）＜抜粋＞

### 1 - 3 マイナポータルへの医療費通知を活用した医療費控除の簡素化

医療保険者は、関係機関間の情報連携に向けて、被保険者、被扶養者の個人番号の収集・登録を行う予定。

これを踏まえ、国・地方を合わせたマイナポータルサービスの提供開始後速やかに、医療保険者は、各被保険者等に対して、自己負担額等を記載した医療費情報をマイナポータルに通知するとともに、各被保険者等が、医療費控除の電子申告の際に、当該医療費情報を医療費控除の証明書として活用できるようにする。

## 未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）＜抜粋＞

### 中短期工程表「規制改革、行政手続きの簡素化、IT化の一体的推進」

医療費通知を活用した医療費控除の申告手続きの簡素化に向けての取組  
実施可能な保険者等から段階的に実施

# 医療費控除申告手続きの簡素化について

「平成29年度税制改正の大綱」（平成28年12月22日閣議決定）（抄）

## 一 個人所得課税

### 6 その他

#### （国税）

（3）医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を確定申告書の提出の際に添付しなければならないこととする。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（次に掲げるものを除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

確定申告書の提出の際に、医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書

電子情報処理組織を使用して確定申告を行った際に、医療保険者から通知を受けた医療費通知情報でその医療保険者の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書が付されたものを医療費の明細書として送信した場合における当該医療費通知情報に係る医療費の領収書

（注1）上記の改正は、平成29年分以後の確定申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

（注2）経過措置として、平成29年分から平成31年分までの確定申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。

#### （地方税）

##### 個人住民税

（2）個人住民税の申告において、医療費控除又は特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）の適用を受ける者は、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示に代えて、医療費の明細書又は医薬品購入費の明細書を個人住民税の申告書に添付しなければならないこととする。

この場合において、市町村長は、法定納期限の翌日から5年間、当該適用に係る医療費の領収書（医療保険者から交付を受けた医療費通知書を医療費の明細書として添付した場合における当該医療費通知書に係る医療費の領収書を除く。）又は医薬品購入費の領収書の提示又は提出を求めることができることとし、当該求めがあったときは、その適用を受ける者は、これらの領収書の提示又は提出をしなければならない。

（注1）上記の改正は、平成30年度分以後の個人住民税の申告書を平成30年1月1日以後に提出する場合について適用する。

（注2）経過措置として、平成30年度分から平成32年度分までの個人住民税の申告については、現行の医療費の領収書又は医薬品購入費の領収書の添付又は提示による医療費控除又はセルフメディケーション税制の適用もできることとする。 2

# 医療費通知について（概要）

## 目的

健康保険に加入する被保険者、被扶養者に対し、医療費等の額を通知することにより、被保険者等に健康に対する認識を深めさせ、ひいては医療保険事業の健全な運営に資することを目的としている。

## 通知の内容

（平成29年3月以前）

協会けんぽ等は記載項目を通知に規定

（例）

- ・ 診療年月(施術年月)
- ・ 受診者名(施術を受けた者の氏名)
- ・ 入院・入院外・歯科・調剤・柔道整復師の  
 施術の別
- ・ 診療実日数(施術実日数)
- ・ 医療費の額



（平成29年4月以降）

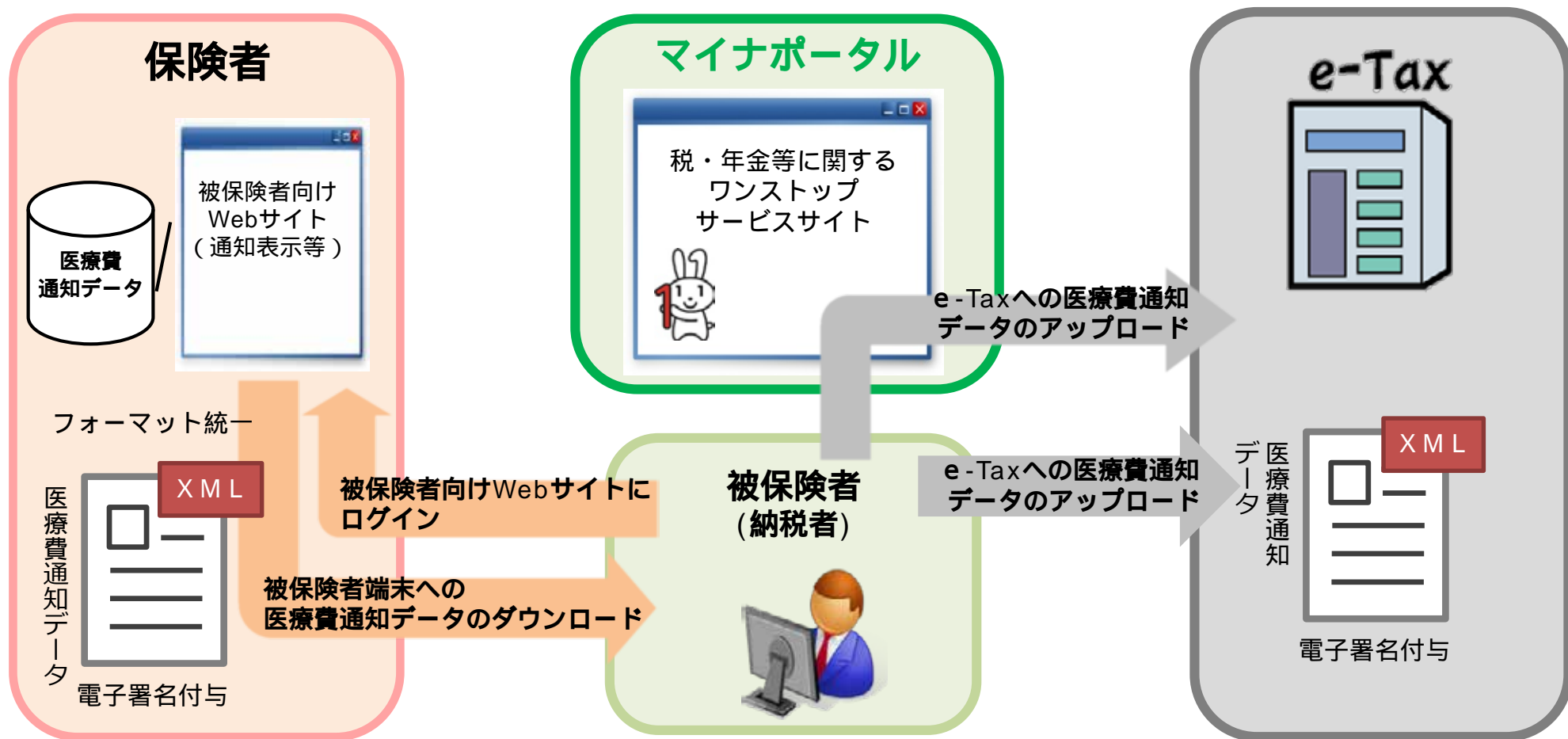
税制改正に伴い、下記6項目を標準とする旨を省令に規定

被保険者又は被扶養者の氏名  
診療年月  
受診者  
医療機関名等  
加入者の支払額  
保険者の名称

保険適用外（入院時の差額ベッド代、歯科の差額材料費など）の費用は、含まれない。

# e-Taxに対応した医療費通知（電子データ）の提供（現在）

平成29年分確定申告（平成30年1月～）については、被保険者が、各保険者の開設するWebサイトより医療費通知をダウンロードし、e-Taxへ医療費通知をアップロードする方式により対応。  
（平成29年確定申告向けに、171健康保険組合がシステム改修を実施）



# マイナポータルを活用した医療費控除の申告手続きの簡素化について（検討中）

被保険者（納税者）がマイナポータルを通じて、医療費情報を閲覧・取得できるようにするとともに、e-Taxを利用して確定申告する際に、取得した医療費情報データを活用できるようにすることで、医療費控除の申告手続きの簡素化が図られるよう検討中。

